

告 示

埼玉県告示第千百三十二号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十月八日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 測量計画機関
国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所
- 二 作業種類
公共測量（航空レーザ測深）
- 三 作業地域
高崎河川国道事務所管内（烏川、神流川）
- 四 作業期間
令和三年十月一日から令和四年三月二十五日まで